

青森県報

号外第十五号

令和六年
三月二十九日
(金曜日)

目次

規 則

○青森県行政組織規則の一部を改正する規則……………(人事課)…一

訓 令

○青森県行政組織規則の一部改正に伴う関係規程の整備に關する訓令……………(人事課)…二九

告 示

○青森県行政組織規則の一部改正に伴う関係規程の整理に關する規程……………(人事課)…四

規 則

青森県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

青森県知事 宮 下 宗一郎

青森県規則第十二号

青森県行政組織規則の一部を改正する規則

青森県行政組織規則(昭和三十六年二月青森県規則第十八号)の一部を次のように

改正する。

目次中「第二款 課」を「第二款 課等」に、「総務部各課」を「総務部各課等」に、

「第二目 企画政策部各課の分掌事務(第十一条の二)」を

「第一目の二 財務部各課の分掌事務(第十一条の二)」

第二目 総合政策部各課の分掌事務(第十一条の三)

第二目の二 子ども家庭部各課の分掌事務(第十一条の四)

第二目の三 交通・地域社会部各課の分掌事務(第十一条の五)

部各課」を「環境エネルギー部各課」に、「健康福祉部各課」を「健康医療福祉部各課」に、

「第五目 商工労働部各課の分掌事務(第十三条の二)」を

「第五目 経済産業部各課の分掌事務(第十三条の二)」

第五目の二 観光交流推進部各課の分掌事務(第十三条の三)

第七目の三 観光国際戦略局各課の分掌事務(第十六条の三)

第七目の四 エネルギー総合対策局各課の分掌事務(第十六条の四)

第七目の五 国スポ・障スポ局各課の分掌事務(第十六条の五)

「第七目の三 国スポ・障スポ局各課の分掌事務(第十六条の三)」に、「第十六条の六」を「第十六条の四」に、

「第一目 県外事務所(第四十二条・第四十三条)

第二目 公文書センター(第四十四条―第四十七条)

第二款 環境生活部の出先機関の名称及び所掌事務等 を

第一目 消費生活センター(第四十八条・第四十九条)

第二目 環境保健センター(第五十条・第五十一条)

「第一目 公文書センター(第四十二条・第四十三条)

第一款の三 財務部の出先機関の名称及び所掌事務等

第一目 県外事務所(第四十四条・第四十五条)

第一款の四 子ども家庭部の出先機関の名称及び所掌事務等

第一目 児童自立支援施設(第四十六条・第四十七条)

第二目 児童相談所(第四十七条の二・第四十七条の三)

第三目 女性相談支援センター(第四十七条の四・第四十七条の五)

に、「健

第一款の五 交通・地域社会部の出先機関の名称及び所掌事務等

第一目 消費生活センター(第四十八条・第四十九条)

第二款 環境エネルギー部の出先機関の名称及び所掌事務等

第一目 I T E R 支援東京連絡事務所(第五十条・第五十一条)

「健康福祉部」を「健康医療福祉部」に、「削除(第五十二条)を「衛生研究所(第五十二条)に、「児童自立支援施設」を「削除」に、「障害者相談センター」を「障がい者相談センター」に、「第七十四条)を「第七十八条)に、

「第十目 児童相談所(第七十五条・第七十六条)

第十一目 婦人相談所(第七十七条・第七十八条)

第三款の二 商工労働部の出先機関の名称及び所掌事務等 を

第一目 県外情報センター(第七十九条・第八十条)

第二目 削除(第八十一条―第八十四条)

「第三款の二 経済産業部の出先機関の名称及び所掌事務等

第一目及び第二目 削除(第七十九条―第八十四条) に、「第九十三条」

を「第八十九条」に、

「第四款 農林水産部の出先機関の名称及び所掌事務等」を

「第三款の三 観光交流推進部の出先機関の名称及び所掌事務等

第一目 県外情報センター(第九十条・第九十一条)

第二目 美術館(第九十二条・第九十三条)

第四款 農林水産部の出先機関の名称及び所掌事務等

「所」を「営農大学校」に、「営農大学校」を「病害虫防除所」に、「第二百二十二条の五」を「第二百二十四条」に、

「第五款の三 観光国際戦略局の出先機関の名称及び所掌事務等

第一目 美術館(第二百二十二条の六・第二百二十二条の七)

第五款の四 エネルギー総合対策局の出先機関の名称及び所掌事務等 を

第一目 I T E R 支援東京連絡事務所(第二百二十三条・第二百二十四条)

第六款 出先機関の内部組織の設置及び分掌事務(第二百二十五条)

「第六款 出先機関の内部組織の設置及び分掌事務(第二百二十五条)」に改める。

第三条中「含む。」の下に「並びに知事公室」を加える。

「財務部

総合政策部

子ども家庭部

「企画政策部

第七条中 環境生活部 を 交通・地域社会部に改め、「観光国際戦略局」及び

健康福祉部 環境エネルギー部 健康医療福祉部

「商工労働部」

健康福祉部 経済産業部

観光交流推進部

「エネルギー総合対策局」を削る。

「第八条の見出しを「(課等)」に改め、同条第一項中「次の」を「総務部に知事公室を、次の」に改め、同項の表総務部の項中「財政課、秘書課、」を削り、「総務学事課、税務課、市町村課、財産管理課、工事検査課」を「総務文書課、広報広聴課」に改め、同項の次に次のように加える。

財務部	財政課、税務課、市町村課、財産管理課、工事検査課
-----	--------------------------

「第八条第一項の表企画政策部の項中「企画政策部」を「総合政策部」に、「企画調整課、交通政策課、地域活力振興課」を「総合政策課」に改め、「広報広聴課」を削り、同項の次に次のように加える。

子ども家庭部	子どもみらい課、若者定着還流促進課、県民活躍推進課
交通・地域社会部	地域交通・連携課、鉄道対策課、地域生活文化課

「第八条第一項の表環境生活部の項中「環境生活部」を「環境エネルギー部」に改め、「県民生活文化課、青少年・男女共同参画課、」を削り、「自然保護課」の下に「エネルギー開発振興課、原子力立地対策課」を加え、同表健康福祉部の項中「健康福祉部」を「健康医療福祉部」に、「健康福祉政策課」を「健康医療福祉政策課」に、「子どもみらい課、障害福祉課」を「障がい福祉課」に改め、同項の次に次のように加える。

経済産業部	経済産業政策課、地域企業支援課、企業立地・創出課、産業イノベーション推進課
観光交流推進部	観光政策課、誘客交流課、県産品販売・輸出促進課

第八条第一項の表商工労働部の項を削り、同表農林水産部の項中「総合販売戦略課、食の安全・安心推進課」を「食ブランド・流通推進課」に改め、同表観光国際戦略局の項及びエネルギー総合対策局の項を削り、同表国土ポ・障スポ局の項中「施設調整課」の下に、「障スポ課」を加え、同条第三項中「課長」を「知事公室長は知事公室に、課長」に、「課」を「課」に改める。

第十条の総務部の項の第二号中「議会及び」を削り、同項の第三号中「県の予算、税その他の財務」を「広報及び広聴」に改め、同項の第四号を削り、同項の第五号中「、観光国際戦略局、エネルギー総合対策局」を削り、同号を同項の第四号とし、同項の次に次のように加える。

財 務 部

- 一 県の予算、税その他の財務に関する事項
- 二 市町村その他公共団体の行財政一般に関する事項
- 三 議会に関する事項

第十条の企画政策部の項中「企画政策部」を「総合政策部」に改め、第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、第五号を削り、同項の次に次のように加える。

こども家庭部

- 一 少子化対策及びこども・若者に関する施策の総合調整に関する事項
- 二 児童福祉に関する事項
- 三 男女共同参画に関する施策の総合調整に関する事項
- 四 労働に関する事項

交通・地域社会部

- 一 交通体系に関する事項
- 二 消費者の保護、交通安全その他県民生活の向上に関する事項
- 三 文化振興に関する事項

第十条の環境生活部の項中「環境生活部」を「環境エネルギー部」に改め、第一号

から第三号までを削り、第四号を第一号とし、同項に次の一号を加える。

二 エネルギーに関する事項

第十条の健康福祉部の項中「健康福祉部」を「健康医療福祉部」に改め、同条の商工労働部の項中「商工労働部」を「経済産業部」に改め、同項の第二号中「計量」を「地域経済の振興」に改め、同項の第三号中「労働」を「計量」に改め、同項の次に次のように加える。

観光交流推進部

- 一 観光に関する事項
- 二 国際交流に関する事項
- 三 県産品の販売促進に関する事項
- 四 航空路線に関する事項

第十条の観光国際戦略局の項及びエネルギー総合対策局の項を削る。
第二章第二節第二款の款名中「課」を「課等」に改める。

第二章第二節第二款第一目の目名中「各課」を「各課等」に改める。

第十一条の見出し中「各課」を「各課等」に改め、同条中「各課の」を「知事公室及び各課の」に改め、同条の財政課の項を削り、同条の秘書課の項中「秘書課」を「知事公室」に改め、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 知事及び副知事の指示事項に係る本庁の各課との連絡調整に関する事項

第十一条の人事課の項中第十四号を第十五号とし、第十三号の次に次の一号を加える。

十四 部内の支出負担行為（旅費、需用費のうち消耗品、燃料、印刷製本及び修繕に係るもの、役務費のうち電話料金に係るもの、使用料及び賃借料のうちタクシーの借上げに係るもの等知事公室及び各課に共通する経費（以下「各課共通経費」という。）に係るものに限る。）及び支出命令並びに物品の管理に関する事項。

第十一条の行政経営課の項の第十号中「他課及び」を「知事公室及び他課並びに」に改め、同条の総務学事課の項中「総務学事課」を「総務文書課」に改め、第十四号から第十六号までを削り、第十七号を第十四号とし、第十八号を第十五号とし、第十九号を第十六号とし、第二十号を削り、第二十一号を第十七号とし、同項の第二十二号中「私立学校審議会、」を削り、同号を同項の第十八号とし、同項の第二十三号中「部内他課」を「知事公室及び部内他課」に改め、同号を同項の第十九号とし、同条の税務課の項から工事検査課の項までを削り、同条に次のように加える。

広報広聴課

- 一 県行政の広報及び広聴に関すること。
- 二 広報及び広聴の総合的企画及び連絡調整に関すること。
- 三 県行政に係る相談に関すること。
- 四 報道機関との連絡に関すること。

第二章第二節第二款第二目の目名中「企画政策部」を「総合政策部」に改める。

第十一条の二の見出し中「企画政策部」を「総合政策部」に改め、同条中「企画政策部」を「総合政策部」に改め、同条の企画調整課の項中「企画調整課」を「総合政策課」に改め、第十六号を第十八号とし、第十五号を第十七号とし、同項の第十四号中「地域県民局」を「教育施策の大綱」に改め、「(他課の分掌に係る事務を除く。)」を削り、同号を同項の第十六号とし、同項中第十三号を第十五号とし、第十号から第十二号までを二号ずつ繰り下げ、同項の第九号中「行政評価」を「公共事業評価」に改め、同号を同項の第十一号とし、同項の第八号中「観光国際戦略局、エネルギー総合対策局」を削り、同号を同項の第十号とし、同項中第七号を第九号とし、第六号の次に次の二号を加える。

七 県民の所得の向上に係る施策の総合的な企画、調整及び推進に関すること。

八 労働力の確保に係る施策の総合的な企画、調整及び推進に関すること。

第十一条の二の交通政策課の項、地域活力振興課の項及び広報広聴課の項を削り、第二章第二節第二款第二目中同条を第十一条の三とし、同条第一目の次に次の一目を加える。

第一目の二 財務部各課の分掌事務

(財務部各課の分掌事務)

第十一条の二 財務部各課の分掌事務は、次のとおりとする。

財政課

- 一 県議会に関すること。
- 二 県財政に関すること。
- 三 主要な施策の成果を説明する書類、財政報告書等の作成に関すること。
- 四 債権及び基金の総括に関すること。
- 五 部内の支出負担行為(各課共通経費に係るものに限る。)及び支出命令並びに物品の管理に関すること。
- 六 工事検査課の人事及び予算(支出負担行為及び支出命令に関する事務を除く。)並びにその他の庶務の整理に関すること。

七 県外事務所の総括的管理に関すること。

八 部内他課の主管に属しない事務に関すること。

税務課

- 一 県税の賦課徴収に関すること。
- 二 地方消費税に関すること。
- 三 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関すること。
- 四 森林環境税に係る徴収金の国への払込みに関すること。
- 五 地方揮発油譲与税、石油ガス譲与税、自動車重量譲与税、航空機燃料譲与税、森林環境譲与税及び特別法人事業譲与税に関すること(地方揮発油譲与税、自動車重量譲与税、航空機燃料譲与税及び森林環境譲与税に関する事務にあつては、市町村に係るものを除く。)
- 六 国有資産等所在都道府県交付金に関すること。
- 七 納税貯蓄組合及び納税貯蓄奨励に関すること。
- 八 その他県税事務に関すること。
- 九 地域県民局に関すること(県税部の総括的管理に関する事務に限る。)

市町村課

- 一 市町村の行政、財政及び税政に係る助言等に関すること。
- 二 市町村の廃置分合及び境界変更に関すること。
- 三 新たに生じた土地の確認に関すること。
- 四 住居表示に関すること。
- 五 住民基本台帳に関すること。
- 六 市町村職員共済組合の監督に関すること。
- 七 市町村の地方交付税に関すること。
- 八 市町村の起債に関すること。
- 九 国有資産等所在市町村交付金に関すること。
- 十 国有提供施設等所在市町村助成交付金に関すること。
- 十一 地方揮発油譲与税、特別とん譲与税、自動車重量譲与税、航空機燃料譲与税及び森林環境譲与税に関すること(地方揮発油譲与税、自動車重量譲与税、航空機燃料譲与税及び森林環境譲与税に関する事務にあつては、市町村に係るものに限る。)
- 十二 自衛官の募集及び自衛隊への工事等の委託に係る事務に関すること。
- 十三 市町村が設立する土地開発公社に関すること。

- 十四 市町村の公営企業に関する事。
 - 十五 特別地方公共団体に關する事。
 - 十六 市町村の広域行政に關する事。
 - 十七 市町村の振興計画に關する事。
 - 十八 固定資産評価審議会、情報公開・個人情報保護審査会及び自治紛争処理委員に關する事（情報公開・個人情報保護審査会に關する事務中市町村課の分掌に係る事務に限る。）。
- 財産管理課

- 一 ファシリティマネジメントに關する事。
 - 二 公有財産の総括に關する事。
 - 三 普通財産の管理及び処分に關する事。
 - 四 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進の総括に關する事。
 - 五 庁舎の管理及び運営の総括並びに本庁舎及び合同庁舎の管理及び運営に關する事。
 - 六 公舎の管理及び運営の総括並びに合同公舎の管理及び運営に關する事。
 - 七 県有建築物（県営住宅を除く。）及びその附帯施設の營繕（教育長及び警察本部長から委託された工事を含む。）に關する事。
 - 八 有線電話の管理及び運営に關する事。
 - 九 所管自動車の運行及び管理に關する事。
 - 十 車両保管庫の管理に關する事。
 - 十一 管理特別会計（通信及び印刷に係るものを除く。）に關する事。
- 工事検査課

- 一 土木工事、建築工事その他の工事の検査に關する事。

第二章第二節第二款第二目の次に次の二目を加える。

第二目の二 ことも家庭部各課の分掌事務

（ことも家庭部各課の分掌事務）
 第十一條の四 ことも家庭部各課の分掌事務は、次のとおりとする。
 こともみらい課

- 一 部内の人事、組織、予算（支出負担行為（各課共通経費に係るものを除く。）及び収入通知に關する事務を除く。）及び物品の管理並びにその他の庶務の整理に關する事。
- 二 部の所掌事務に係る総合的な企画及び調整に關する事。

三 少子化対策及び子ども・若者に關する施策の総合的な企画、調整及び推進に關する事。

- 四 児童の福祉に關する事（他課の分掌に係る事務を除く。）。
 - 五 児童福祉統計に關する事。
 - 六 母子及び父子並びに寡婦福祉に關する事。
 - 七 母体保護に關する事。
 - 八 母子保健に關する事。
 - 九 児童扶養手当に關する事。
 - 十 特別児童扶養手当に關する事。
 - 十一 児童手当に關する事（他課の分掌に係る事務を除く。）。
 - 十二 就学前の子どもに關する教育、保育等の総合的な提供の推進に關する事（県民活躍推進課の分掌に係る事務を除く。）。
 - 十三 子ども・子育て支援に關する事。
 - 十四 困難な問題を抱える女性への支援に關する事。
 - 十五 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に關する事。
 - 十六 女性相談支援センター、児童自立支援施設及び子ども家庭支援センターに關する事。
 - 十七 児童相談所の総括的管理に關する事。
 - 十八 社会福祉審議会及び子ども・子育て支援推進会議に關する事（社会福祉審議会に關する事務中こともみらい課の分掌に係る事務に限る。）。
 - 十九 部内他課の主管に属しない事務に關する事。
- 若者定着還流促進課

- 一 若者の定着及び還流の促進に關する事。
- 二 本県への移住の促進に關する事。
- 三 労働組合に關する事。
- 四 労働関係の調整に關する事。
- 五 労働福祉及び労働教育に關する事。
- 六 労働対策その他労働団体に關する事。
- 七 中小企業労働対策事業の指導に關する事。
- 八 地域雇用対策の総合的な企画、調整及び連絡に關する事。
- 九 雇用計画の策定に關する事。
- 十 高年齢者、障がい者、駐留軍関係離職者等の雇用の促進に關する事。

県民活躍推進課

- 一 県民の活躍に係る施策の推進に関する事。
- 二 青少年育成の総合的な企画、調整及び推進に関する事。
- 三 男女共同参画に係る施策の総合的な企画、調整及び推進に関する事。
- 四 その他女性に係る施策の推進に関する事（こどもみらい課の分掌に係る事務を除く。）。

五 私立学校に関する事。

六 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する事（私立の幼稚園に係る認定こども園に関する事務に限る。）。

七 大学の整備促進に関する事。

八 男女共同参画センターに関する事。

九 青少年健全育成審議会、男女共同参画審議会及び私立学校審議会に関する事。

第二目の三 交通・地域社会部各課の分掌事務

（交通・地域社会部各課の分掌事務）

第十一条の五 交通・地域社会部各課の分掌事務は、次のとおりとする。

地域交通・連携課

一 部内の人事、組織、予算（支出負担行為（各課共通経費に係るものを除く。）及び収入通知に関する事務を除く。）及び物品の管理並びにその他の庶務の整理に関する事。

二 部の所掌事務に係る総合的な企画及び調整に関する事。

三 交通体系の整備に係る施策の総合的な企画、調整及び連絡に関する事。

四 航路の整備促進に関する事。

五 地方バス及び航路の維持対策に関する事。

六 鉄道の維持対策に関する事（知事が指定する事務に限る。）。

七 地域振興に係る施策の企画、立案及び調整に関する事。

八 コミュニティに関する事（他課の分掌に係る事務を除く。）。

九 「人財」の育成に係る施策の総合的な企画、調整及び推進に関する事。

十 雪対策の総合的な企画、調整及び連絡に関する事。

十一 豪雪地帯対策に関する事。

十二 地域県民局に関する事（他課の分掌に係る事務を除く。）。

十三 三沢航空科学館に関する事。

十四 部内他課の主管に属しない事務に関する事。

鉄道対策課

一 新幹線鉄道その他の鉄道の整備促進に関する事。

二 鉄道の維持対策に関する事（地域交通・連携課の分掌に係る事務を除く。）。

三 青い森鉄道線の運営対策に関する事。

四 鉄道施設に関する事。

地域生活文化課

一 ボランティア活動等の環境整備に関する事。

二 特定非営利活動法人に関する事。

三 消費者行政及び物価対策の連絡調整に関する事。

四 生活関連物資等の価格の動向の調査等及び情報の提供に関する事。

五 製造物の欠陥等に係る消費者からの苦情の処理に関する事。

六 消費生活用製品の安全に関する事。

七 不当品類及び不当表示の防止に関する事。

八 家庭用品の品質の表示の適正化に関する事。

九 特定商取引、ゴルフ場に係る会員契約等の適正化に関する事。

十 金融広報に関する事。

十一 消費生活協同組合に関する事。

十二 その他消費生活の安定及び向上の確保に関する事。

十三 公益法人及び移行法人に係る事務の総括に関する事。

十四 公益信託に係る事務の総括に関する事。

十五 宗教法人に関する事。

十六 交通安全対策の総合的な企画、調整及び連絡に関する事。

十七 交通安全運動の推進に関する事。

十八 市町村の交通安全対策に係る助言等に関する事。

十九 交通事故の相談に関する事。

二十 ユニバーサルデザインに関する事。

二十一 犯罪のない安全・安心まちづくりの推進に係る施策の総合的な企画、調整及び推進に関する事。

二十二 犯罪被害者等支援に係る施策の総合的な企画、調整及び推進に関する事。

二十三 文化振興の総合的な企画、調整及び推進に関する事

二十四 芸術文化団体に

二十五 芸術パーク構

二十六 県史の利活用

二十七 スポーツの振興

二十八 消費生活センター

二十九 消費生活審議会

第二章第二節第三款第三目の目名中「環境生活部」を「環境エネルギー部」に改める。

第十二条の見出し中「環境生活部」を「環境エネルギー部」に改め、同条中「環境生活部」を「環境エネルギー部」に改め、県民生活文化課の項及び青少年・男女共同参画課の項を削り、同条の環境政策課の項中第十二号を第十四号とし、第十一号を削り、同項の第十号中「地域県民局」を「循環型社会の形成の推進」に改め、「(環境管理部の総括的管理に関する事務に限る。)」を削り、同号を同項の第十三号とし、同項の第九号中「循環資源の循環的な利用の促進」を「災害廃棄物」に改め、同号を同項の第十二号とし、同項中第八号を第十一号とし、第三号から第七号までを三号ずつ繰り下げ、第二号を第四号とし、同号の次に次の一号を加える。

五 環境と再生可能エネルギーとの共生の推進に関する事

第十二条の環境政策課の項の第一号を同項の第三号とし、同項に第一号及び第二号として次の二号を加える。

一 部内の人事、組織、予算(支出負担行為(各課共通経費に係るものを除く。))及び収入通知に関する事務を除く。)及び物品の管理並びにその他の庶務の整理に関する事

二 部の所掌事務に係る総合的な企画及び調整に関する事

第十二条の環境政策課の項に次の一号を加える。

十五 部内他課の主管に属しない事務に関する事

第十二条の環境保全課の項中第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 地域県民局に関する事(環境管理部の総括的管理に関する事務に限る。))

第十二条に次のように加える。

エネルギー開発振興課

一 むつ小川原地域の開発に係る事務の総合調整に関する事

二 むつ小川原地域の開発に係る調査及び計画の策定に関する事

三 関係行政機関及び関係団体とのむつ小川原地域の開発の推進に係る事務の連絡に関する事

四 環境及びエネルギーにかかわる産業の創出及び振興に係る施策の企画、立案及び推進に関する事

五 地域エネルギーの開発及び利用に関する事

六 量子科学に関する人材の育成及び研究開発に係る施策の企画、立案及び推進に関する事

七 I T E R 関連施設(I T E R (国際熱核融合実験炉をいう。))による研究に関連して設置される施設をいう。第五十条において同じ。)の立地に伴い講ずる施策の企画、調整及び推進に関する事

原子力立地対策課

一 原子力施設の立地に係る調整及び連絡に関する事

二 原子力施設に関する情報の提供に関する事(他課の分掌に係る事務を除く。))

三 電源立地地域等の振興に関する事

四 その他原子力施設の立地対策に関する事

第二章第二節第二款第四目の目名中「健康福祉部」を「健康医療福祉部」に改める。

第十三条の見出し中「健康福祉部」を「健康医療福祉部」に改め、同条中「健康福祉部各課」を「健康医療福祉部各課」に改め、同条の健康福祉政策課の項中「健康福祉政策課」を「健康医療福祉政策課」に改め、同項の第二十二号中「障害福祉課」を「障がい福祉課」に改め、同条のがん・生活習慣病対策課の項の第七号中「指定難病審査会」の下に「及び小児慢性特定疾病審査会」を加え、同号を同項の第八号とし、同項中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 小児慢性特定疾病対策に関する事

第十三条の保健衛生課の項中第十八号及び第十九号を削り、第二十号を第十八号とし、第二十一号を第十九号とし、同項の第二十二号中「動物愛護センター」を「衛生

研究所、動物愛護センター」に改め、同項を同項の第二十号とし、同項の第二十三号を同項の第二十一号とし、同条のこともみらい課の項を削り、同条の障害福祉課の項

中 「障害福祉課

一 障害者施策の総合的な企画、調整及び連絡に関すること。」を

「障がい福祉課

一 障がい者施策の総合的な企画、調整及び連絡に関すること。」に改め、同項

の第二号中「障害者施策」を「障がい者施策」に改め、同項の第三号中「身体障害者福祉」を「身体障がい者福祉」に改め、同項の第四号中「知的障害者福祉」を「知的障がい者福祉」に改め、同項の第六号中「精神障害者福祉」を「精神障がい者福祉」に改め、同項の第七号中「発達障害者支援」を「発達障がい者支援」に改め、同項の第九号中「心身障害者扶養共済制度」を「心身障がい者扶養共済制度」に改め、同項の第十号中「障害者相談センター」を「障がい者相談センター」に改め、同項の第十一号中「障害者施策推進協議会」を「障がい者施策推進協議会」に、「障害福祉課」を「障がい福祉課」に改める。

第二章第二節第二款第五目の目名中「商工労働部」を「経済産業部」に改める。

第十三条の二の見出し中「商工労働部」を「経済産業部」に改め、同条中「商工労働部」を「経済産業部」に改め、同条の商工政策課の項中「商工政策課」を「経済産業政策課」に改め、第九号から第十一号までを削り、第十二号を第九号とし、第十三号を削り、第十四号を第十号とし、第十五号から第二十号までを四号ずつ繰り上げ、第二十一号を削り、同項の第二十二号中「及び大規模小売店舗立地審議会」を削り、同項を同項の第十七号とし、同項の第二十三号を同項の第十八号とし、同条の地域産業課の項中「地域産業課」を「地域企業支援課」に改め、同項に次の四号を加える。

七 小売商業及び割賦販売に関すること。

八 大規模小売店舗に関すること。

九 中心市街地活性化の推進に関すること。

十 大規模小売店舗立地審議会に関すること。

第十三条の二の産業立地推進課の項中「産業立地推進課」を「企業立地・創出課」に改め、第三号を第五号とし、第二号の次に次の二号を加える。

三 創業及び起業の支援に関すること。

四 中小企業における経営の承継の円滑化に関すること。

第十三条の二の新産業創造課の項中「新産業創造課」を「産業イノベーション推進

課」に改め、同項の第一号中「新産業創出」を「産業のイノベーションの創出」に改め、同項に次の八号を加える。

六 職業能力開発計画の策定に関すること。

七 公共職業訓練に関すること。

八 認定職業訓練に関すること。

九 職業能力検定に関すること。

十 職業訓練指導員試験に関すること。

十一 その他職業能力の開発及び向上の促進に関すること。

十二 職業能力開発校及び障害者職業能力開発校に関すること。

十三 職業能力開発審議会に関すること。

第十三条の二の労政・能力開発課の項を削る。

第二章第二節第二款第五目の次に次の一目を加える。

第五目の二 観光交流推進部各課の分掌事務

第十三条の三 観光交流推進部各課の分掌事務は、次のとおりとする。

観光政策課

一 部内の人事、組織、予算（支出負担行為（各課共通経費に係るものを除く。）及び収入通知に関する事務を除く。）及び物品の管理並びにその他の庶務の整理に関すること。

二 部の所掌事務に係る総合的な企画及び調整に関すること。

三 観光振興に係る施策の総合的な企画、調整及び連絡に関すること。

四 本県の魅力についての情報の発信に係る施策の企画、立案及び推進に関すること。

五 観光資源の開発に係る施策の推進に関すること。

六 観光に係る調査及び統計に関すること。

七 国立公園、国定公園及び県立自然公園に関すること（施設に係る事務に限る。）。

八 観光施設の整備促進に関すること。

九 旅行業に関すること。

十 観光関係団体及びコンベンションビュローの育成指導に関すること。

十一 旅券の交付に関すること。

十二 美術資料取得等基金に関すること。

- 十三 青森県総合運動公園（芸術区域に限る。）の管理に関すること。
 - 十四 美術館及び水族館に関すること。
 - 十五 県外情報センターの総括的管理に関すること。
 - 十六 部内他課の主管に属しない事務に関すること。
- 誘客交流課
- 一 観光振興に係る施策の推進に関すること。
 - 二 国際観光の振興に係る施策の企画及び立案に関すること。
 - 三 コンベンションの誘致に関すること。
 - 四 通訳案内士に関すること。
 - 五 国際交流の総合的な企画、調整及び推進に関すること。
 - 六 海外移住に関すること。
 - 七 海外技術協力に関すること。
 - 八 航空路線の整備促進に関すること。
- 県産品販売・輸出促進課
- 一 県産品の販売促進に関すること。
 - 二 県産品の輸出促進に関すること。
 - 三 海外の地域との産業及び経済の分野における交流に係る施策の企画、調整及び推進に関すること。
- 第十四条の農林水産政策課の項の第十三号中「総合販売戦略課、食の安全・安心推進課」を「食ブランド・流通推進課」に改め、同条の総合販売戦略課の項中「総合販売戦略課」を「食ブランド・流通推進課」に改め、同項の第一号中「その他の県産品の販売促進及び流通」を「の流通及び加工」に改め、同項の第二号中「農林水産物の加工」を「食のブランド化」に改め、「総合的な企画、調整及び」を削り、同項の第三号中「その他農林水産物その他の県産品の販売対策の総括」を「食の安全・安心の推進に係る施策の総合的な企画、調整及び連絡」に改め、同条の食の安全・安心推進課の項を削り、同条の農産園芸課の項に次の七号を加える。
- 五 農林水産物の安全性に係る知識の普及に関すること。
 - 六 病害虫の防除に関すること。
 - 七 肥料の生産等に関する規制に関すること。
 - 八 農薬の取締りに関すること。
 - 九 環境と調和した農業の推進に関すること。
 - 十 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止の総括に関すること。

- 十一 病害虫防除所に関すること。
- 第十六条の都市計画課の項の第五号中「障害者等」を「障がい者等」に改め、同項の第十一号中「観光企画課」を「観光政策課」に改め、同項中第十九号を第二十一号とし、第十三号から第十八号までを二号ずつ繰り下げ、第十二号の次に次の二号を加える。
- 十三 水道に関すること。
 - 十四 飲料水の改善に関すること。
- 第十六条の建築住宅課の項の第四号中「障害者等」を「障がい者等」に改め、同項の第八号中「向上」を「向上等」に改め、同項の第十六号中「宅地造成等」を「宅地造成及び特定盛土等」に改める。
- 第二章第二節第二款第七目の三及び第七目の四を削る。
- 第十六条の五の総務企画課の項中第四号から第七号までを削り、第八号を第四号とし、同条の競技式典課の項の第二号中「の式典」を「及び第二十五回全国障害者スポーツ大会の式典」に改め、同条に次のように加える。
- 障スポ課
- 一 第二十五回全国障害者スポーツ大会の競技運営に関すること。
 - 二 第二十五回全国障害者スポーツ大会の施設に関すること。
 - 三 第二十五回全国障害者スポーツ大会に係る宿泊、輸送、交通、医事・衛生、警備、消防防災等に関すること。
- 第二章第二節第二款第七目の五中第十六条の五を第十六条の三とし、同日を同款第七目の三とする。
- 第二章第二節第二款第八目中第十六条の六を第十六条の四とする。
- 第十八条中「課」を「知事公室及び課」に改める。
- 第十九条の二第二項中「、観光国際戦略局、エネルギー総合対策局」を削り、第十九条の二の二を削る。
- 第十九条の三第一項、第二十条第一項及び第三項並びに第二十条の二第一項中「、観光国際戦略局、エネルギー総合対策局」を削る。
- 第二十条の三第一項中「健康福祉部」を「健康医療福祉部」に改める。
- 第二十条の四を次のように改める。
- （危機管理統括監）
- 第二十条の四 危機管理局に危機管理統括監を置く。
- 2 危機管理統括監は、特に命ぜられた危機管理及び防災に関する事項を総括整理す

る。

第二十一条第一項中「、観光国際戦略局、エネルギー総合対策局」を削り、同条の次に次の一条を加える。

(知事公室長)

第二十一条の二 知事公室に知事公室長を置く。

2 知事公室長は、上司の命を受け、知事公室の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。

第二十二條の三第一項中「課」を「知事公室及び課」に改め、同条を第二十二條の四とし、第二十二條の二を第二十二條の三とし、第二十二條の次に次の一条を加える。

(知事公室長代理)

第二十二條の二 知事公室に必要に応じ知事公室長代理を置く。

2 知事公室長代理は、上司の命を受け、知事公室長を補佐し、知事公室の事務を整理するとともに知事公室の分掌事務のうち知事公室長が特に命じた重要な事項を掌理する。

第二十三條第一項、第二十三條の二から第二十三條の七まで、第二十三條の八第一項及び第二十四條第一項中「課」を「知事公室及び課」に改める。

第二十四條の二第一項中「課に(総務部工事検査課)」を「知事公室及び課に(財務部工事検査課)」に改める。

第二十四條の四第一項中「、観光国際戦略局、エネルギー総合対策局」を削る。

第二十四條の五を第二十四條の六とし、第二十四條の四の次に次の一条を加える。

(知事公室付)

第二十四條の五 知事公室に必要に応じ知事公室付を置く。

2 知事公室付は、上司の命を受け、特に命ぜられた事項を処理する。

第二十六條第一項中「県民生活文化課」を「地域生活文化課」に改める。

第二十八條第一項第三号を削り、同項第二号中「障害者相談センター」を「障がい者相談センター」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号を同項第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

一 女性相談支援センター

第二十八條第二項中第六号を削り、第五号を第六号とし、第二号から第四号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 児童相談所

第二十八條第三項中第五号を削り、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 美術館

第二十八條第四項中第一号を削り、第二号を第一号とし、同号の次に次の一号を加える。

二 県外事務所

第二十八條第四項第三号中「環境保健センター」を「ITER支援東京連絡事務所」に改め、同項中第七号を削り、第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 衛生研究所

第三十條第六項の表中東青地域県民局の項を削り、同表西北地域県民局の項中「弘前市」を「青森市、弘前市」に改め、「平川市」の下に「、東津軽郡」を加え、同表上北地域県民局の項中「(横浜町を除く。)」を削り、同表下北地域県民局の項中「、横浜町」を削る。

第三十一條第三項中「地域整備部」の下に「並びに東青地域県民局の環境管理部」を加える。

第三十二條第二項に次の一号を加える。

四 森林環境税に関すること。

第三十二條第三項に次のただし書を加える。

ただし、第三号に掲げる事務にあつては、東青地域県民局に限る。

第三十二條第三項に次の一号を加える。

三 公害の防止その他の環境の保全(放射性物質に係るものを除く。)上必要な調査及び試験研究に関すること。

第三十二條第五項ただし書中「ただし」の下に「、東青地域県民局にあつては第三号に掲げる事務を」を加え、「第三号」を「同号」に改め、同条第七項第十五号中「精神障害者福祉」を「精神障がい者福祉」に改め、同項中第三十一号及び第三十二号を削り、第三十三号を第三十一号とし、第三十四号から第三十九号までを二号ずつ繰り上げ、同条第八項中「第十一号から第十九号まで」を「第十号から第十八号まで」に改め、同項中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を第五号とし、同項第七号中「要保護女子の更生援護」を「困難な問題を抱える女性の相談援助」に改め、同号を同項第六号とし、同項中第八号を第七号とし、第九号から第十九号までを一号ずつ繰り上げ、同条第九項第五号を同項第六号とし、同項第四号中「要保護女子

の保護及び更生」を「困難な問題を抱える女性への支援」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 青少年の健全育成の推進に関すること。

第三十二条第十項第二号中「及び第三号」を「から第四号まで」に改め、同条第十一項第二号中「第十号まで並びに」を「第九号まで及び」に、「及び第三号」を「から第四号まで」に改める。

第三十四条第一項中「地域県民局（」の下に「東青地域県民局及び」を加え、同項の表東青地域県民局地域農林水産部青森家畜保健衛生所の項を削り、同表上北地域県民局地域農林水産部十和田家畜保健衛生所の項中「上北地域県民局地域農林水産部十和田家畜保健衛生所」を「上北地域県民局地域農林水産部中央家畜保健衛生所」に改め、「（横浜町を除く。）」を削り、同表下北地域県民局地域農林水産部むつ家畜保健衛生所の項中「、横浜町」を削り、同表西北地域県民局地域農林水産部つがる家畜保健衛生所の項中「西北地域県民局地域農林水産部つがる家畜保健衛生所」を「西北地域県民局地域農林水産部つがる広域家畜保健衛生所」に、「弘前市」を「青森市、弘前市」に改め、「平川市」の下に「、東津軽郡」を加える。

第三十七条及び第三十八条を次のように改める。

第三十七条及び第三十八条 削除

第三章第二節第一款の二第一目を削り、同款第二目中第四十四条を第四十二条とし、第四十五条を第四十三条とし、第四十六条及び第四十七条を削り、同目を同款第一目とし、同款の次に次の二款を加える。

第一款の三 財務部の出先機関の名称及び所掌事務等

第一目 県外事務所

(所掌事務)

第四十四条 県外事務所は、次の事務を所掌する。ただし、第三号から第六号までに掲げる事務にあつては、県外情報センターにおいて所掌する事務を除く。

- 一 政府各機関、全国的諸団体等との連絡及び折衝に関すること。
- 二 I T E R 支援東京連絡事務所に係る物品の管理及び予算の執行に関すること。
- 三 観光地の宣伝及び観光客の誘致に関すること。
- 四 りんごその他の物産の宣伝及び流通に関すること。
- 五 企業の誘致に関すること。
- 六 雇用に関する情報の収集及び県出身の学卒就職者に係る相談に関すること。
- 七 その他県政振興上必要な連絡に関すること。

(名称及び位置)

第四十五条 県外事務所の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
青森県東京事務所	東京都千代田区

第一款の四 こども家庭部の出先機関の名称及び所掌事務等

第一目 児童自立支援施設

(所掌事務)

第四十六条 児童自立支援施設は、児童福祉法第四十四条の規定により、不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、又は保護者の下から通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援し、併せて退所した者について相談その他の援助を行う事務を所掌する。

(名称及び位置)

第四十七条 児童自立支援施設の名称及び位置は、青森県児童自立支援施設条例(昭和三十九年四月青森県条例第三十八号)の定めるところにより、次のとおりである。

名 称	位 置
青森県自立子ども自立センターみらい	青森市

第二目 児童相談所

(所掌事務)

第四十七条の二 児童相談所は、児童福祉法第十二条第三項及び第五項並びに第二十七条第一項に規定する児童の福祉に関する事務を所掌する。

(名称、位置及び所管区域)

第四十七条の三 児童相談所の名称、位置及び所管区域は、行政機関条例の定めるところにより、次のとおりである。

名 称	位 置	所 管 区 域
青森県中央児童相談所	青森市	青森市、東津軽郡
青森県弘前児童相談所	弘前市	弘前市、黒石市、平川市、中津軽郡、南津軽郡、板柳町
青森県八戸児童相談所	八戸市	八戸市、三戸郡、おいらせ町
青森県五所川原児童相談所	五所川原市	五所川原市、つがる市、西津軽郡、北津軽郡（板柳町を除く。）
青森県むつ児童相談所	むつ市	むつ市、下北郡
青森県七戸児童相談所	上北郡七戸町	十和田市、三沢市、上北郡（おいらせ町を除く。）

2 児童相談所は、地域県民局に併置する。

第三目 女性相談支援センター
(所掌事務)

第四十七条の四 女性相談支援センターは、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和四年法律第五十二号）第九条第三項の規定により、困難な問題を抱える女性への支援に関する事務を所掌する。

2 前項に規定する事務のほか、女性相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する事務を所掌する。

(名称及び位置)

第四十七条の五 女性相談支援センターは、東青地域県民局に併置し、その名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
青森県女性相談支援センター	青森市

第三章第二節第二款の款名中「環境生活部」を「交通・地域社会部」に改め、同款

第二目の目名を削り、同款を同節第一款の五とし、第四十九条の次に次の款名及び目名を付する。

第二款 環境エネルギー部の出先機関の名称及び所掌事務等

第一目 I T E R 支援東京連絡事務所

第五十条及び第五十一条を次のように改める。

(所掌事務)

第五十条 I T E R 支援東京連絡事務所は、I T E R 関連施設の立地に伴い講ずる施策に係る政府各機関、全国諸団体等との連絡及び折衝に関する事務を所掌する。

(名称及び位置)

第五十一条 I T E R 支援東京連絡事務所の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
青森県I T E R 支援東京連絡事務所	東京都千代田区

第三章第二節第三款の款名中「健康福祉部」を「健康医療福祉部」に改め、同款第一目を次のように改める。

第一目 衛生研究所

(所掌事務)

第五十二条 衛生研究所は、次の事務を所掌する。

- 一 保健衛生上必要な試験研究に関すること。
- 二 保健衛生に係る技術指導に関すること。

(名称及び位置)

第五十三条 衛生研究所の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
青森県衛生研究所	青森市

第五十四条及び第五十五条 削除

第五十九条の表を次のように改める。

名称	位置	所管区域
青森県食肉衛生検査所	十和田市	弘前市、黒石市、五所川原市、十和田市、三沢市、むつ市、つがる市、平川市、東津軽郡、西津軽郡、中津軽郡、南津軽郡、北津軽郡、上北郡、下北郡、三戸郡

第六十条第一項中「十和田食肉衛生検査所に」を「食肉衛生検査所に」に改め、同項の表中「十和田食肉衛生検査所三沢支所」を「青森県食肉衛生検査所三沢支所」に改め、同表に次のように加える。

支所	上北郡 おいらせ町	おいらせ町、階上町
----	--------------	-----------

第三章第二節第三款第四目を次のように改める。

第四目 削除

第六十一条及び第六十二条 削除

第三章第二節第三款第五目の目名を次のように改める。

第五目 障がい者相談センター

第六十三条中「障害者相談センター」を「障がい者相談センター」に改める。

第六十四条中「障害者相談センターの」を「障がい者相談センターの」に改め、同条の表中「青森県障害者相談センター」を「青森県障がい者相談センター」に改める。

第三章第二節第三款第十目及び第十一目を削り、同款第九目中第七十四条の次に次のように加える。

第七十五条から第七十八条まで 削除

第三章第二節第三款の二の款名中「商工労働部」を「経済産業部」に改める。

第三章第二節第三款の二第一目及び第二目を次のように改める。

第一目及び第二目 削除

第七十九条から第八十四条まで 削除

第八十九条の表中「青森県立障害者職業訓練校」を「青森県立障がい者職業訓練

校」に改める。

第九十条から第九十三条までを削り、第三章第二節第三款の二の次に次の一款を加える。

第三款の三 観光交流推進部の出先機関の名称及び所掌事務等

第一目 県外情報センター

(所掌事務)

第九十条 県外情報センターは、次の事務を所掌する。

- 一 観光地の宣伝及び観光客の誘致に関すること。
- 二 りんごその他の物産の宣伝及び流通に関すること。
- 三 企業の誘致に関すること。
- 四 雇用に関する情報の収集及び県出身の学卒就職者に係る相談に関すること。
- 五 その他産業の振興に必要な連絡に関すること。

(名称、位置及び担当区域)

第九十一条 県外情報センターの名称、位置及び担当区域は、次のとおりとする。

名称	位置	所管区域
青森県大阪情報センター	大阪市北区	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県
青森県名古屋情報センター	名古屋市中区	富山県、石川県、福井県、岐阜県、愛知県、三重県
青森県福岡情報センター	福岡市中央区	山口県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

第二目 美術館

(所掌事務)

第九十二条 美術館は、次の事務を所掌する。

- 一 美術品その他の芸術に関する資料(以下「美術品等」という。)の収集、保管及び展示に関すること。

- 二 美術品等の利用に関し必要な説明、助言及び指導に関すること。
- 三 美術品等に関する専門的、技術的な調査研究に関すること。
- 四 美術品等に関する案内書、解説書、目録、図録、年報、調査研究の報告書等の作成及び配布に関すること。

五 美術その他の芸術に関する講演会、講習会、映写会、研究会、公演会等の開催に関すること。

六 美術その他の芸術に関する情報の収集及び提供に関すること。

七 美術その他の芸術に関する創作活動の場の提供に関すること。

八 その他県民の芸術に関する活動への参画の支援に関すること。

2 前項に規定する事務のほか、美術館は、青森県総合運動公園（芸術区域に限る。）の管理に関する事務を所掌する。

（名称及び位置）

第九十三条 美術館の名称及び位置は、青森県立美術館条例（平成十七年十月青森県条例第六十九号）の定めるところにより、次のとおりである。

名 称	位 置
青森県立美術館	青森市

第三章第二節第四款第一目を削る。

第三章第二節第四款第二目中第九十六条を第九十四条とし、第九十七条を第九十五条とし、同日を同款第一目とし、同条の次に次の一目を加える。

第二目 病虫害防除所

（所掌事務）

第九十六条 病虫害防除所は、植物防疫法（昭和二十五年法律第五百一十一号）第三十条第四項の規定により、次の事務を所掌する。

一 植物の検疫に関すること。

二 農作物についての有害動物及び有害植物の防除についての企画に関すること。

三 市町村、農業者又はその組織する団体が行う農作物についての有害動物及び有害植物の防除に対する指導及び協力に関すること。

四 侵入警戒有害動植物の侵入調査事業に関すること。

五 農作物についての有害動物又は有害植物による損害の発生予察事業に関するこ

と。

六 農作物についての有害動物及び有害植物の防除に必要な薬剤及び器具の保管並びに当該器具の修理に関すること。

七 その他農作物についての有害動物及び有害植物の防除に関すること。

（名称、位置及び所管区域）

第九十七条 病虫害防除所の名称、位置及び所管区域は、行政機関条例の定めるところにより、次のとおりである。

名 称	位 置	所 管 区 域
青森県病虫害防除所	青森市	県内全域

第三章第二節第五款の三を削る。

第三章第二節第五款の四の款名及び同款第一目の目名を削る。

第二百二十三条及び第二百二十四条を次のように改める。

第二百二十三条及び第二百二十四条 削除

別表第一中「課名」を「課等名」に改め、同表総務部財政課の項を削り、同表総務部秘書課の項中「総務部秘書課」を「総務部知事公室」に改め、同表総務部行政経営課の項の次に次のように加える。

課	財務部財政	
	幹	財政主幹
総括財政主幹	予算の編成及び執行その他財政に関する事務の総合調整に当たる。	予算の編成及び執行その他財政に関する事務の調整に当たる。

別表第一総務部工事検査課の項中「総務部工事検査課」を「財務部工事検査課」に改め、同表企画政策部交通政策課の項を削り、同表企画政策部DX推進課の項中「企画政策部DX推進課」を「総合政策部DX推進課」に改め、同表環境生活部環境保全課の項中「環境生活部環境保全課」を「環境エネルギー部環境保全課」に改め、同表健康福祉部医療業務課の項中「健康福祉部医療業務課」を「健康医療福祉部医療業務課」に改め、同表健康福祉部保健衛生課の項を次のように改める。

観光交流推進部誘客交流課	航空推進監	航空路線の整備促進に関する企画及び調整並びに特に命ぜられた事務に従事する。
--------------	-------	---------------------------------------

別表第一危機管理局防災危機管理課の項及び観光国際戦略局誘客交流課の項を削る。

別表第三地域県民局の環境管理部の項中「部長」の下に「総括研究管理員（東青地域県民局に限る。）」、研究管理員（東青地域県民局に限る。）を、主任研究員（東青地域県民局に限る。）を加え、同表地域県民局の地域健康福祉部の項中「衛生指導監（東青地域県民局に限る。）」を削り、同表地域県民局の地域農林水産部の項中「家畜保健衛生所長（及び「家畜保健衛生所副所長（の下に「東青地域県民局及び」を加え、同表地域県民局の地域整備部の項中「ダム建設所長」を「駒込ダム建設推進監」に改め、同表青森県東京事務所の項を削り、同表青森県公文書センターの項の次に次のように加える。

青森県東京事務所	所長、次長
青森県子ども自立センター みらい	所長
児童相談所	所長、次長
青森県女性相談支援センター	所長、次長

別表第三青森県消費生活センターの項の次に次のように加える。

青森県 I T E R 支援東京連絡事務所	所長
-----------------------	----

別表第三青森県環境保健センターの項中「青森県環境保健センター」を「青森県衛生研究所」に改め、同表食肉衛生検査所の項を次のように改める。

青森県食肉衛生検査所	所長、次長、支所長
------------	-----------

別表第三青森県子ども自立センターみらいの項を削り、同表青森県障害者相談センターの項中「青森県障害者相談センター」を「青森県障がい者相談センター」に改め、同表児童相談所の項、青森県女性相談所の項及び県外情報センターの項を削り、同表青森県立障害者職業訓練校の項中「青森県立障害者職業訓練校」を「青森県立障がい者職業訓練校」に改め、同項の次に次のように加える。

県外情報センター	所長、次長
青森県立美術館	副館長、美術統括監、総括学芸主幹、学芸主幹、学芸主査、学芸員

別表第三青森県病害虫防除所の項を削り、同表青森県営農高等学校の項の次に次のように加える。

青森県病害虫防除所	所長
-----------	----

別表第三青森県立美術館の項及び青森県 I T E R 支援東京連絡事務所の項を削る。
別表第四第二号の表中

水産事務所長	を	水産事務所長
ダム建設所長		に改め、別

別表第四第三号の表衛生指導監の項を削り、同表むつ南・白糠バイパス整備推進監の項の次に次のように加える。

駒込ダム建設推進監	駒込ダムの建設の推進に関する事務に従事する。
-----------	------------------------

別表第六青森県私立学校審議会の項を削り、同表青森県情報公開・個人情報保護審査会の項及び青森県行政不服審査会の項中「総務学事課」を「総務文書課」に改め、同表青森県総合計画審議会の項中「企画調整課」を「総合政策課」に改め、同項の次に次のように加える。

青森 子ども・子育て支援法	会長	一	子ども	二十人	二年	委員
---------------	----	---	-----	-----	----	----

青森	青森県青少年健全育成条	委員	の互	課
会長	一 関係	もの保	以内	
	二 関係	護者		
	三 関係	二 市町		
	四 関係	村長		
	五 関係	三 事業		
	六 関係	主を代		
	七 関係	表する		
	八 関係	者		
	九 関係	四 労働		
	十 関係	者を代		
	十一 関係	表する		
	十二 関係	者		
	十三 関係	五 子ど		
	十四 関係	も・子		
	十五 関係	育て支		
	十六 関係	援に関		
	十七 関係	する事		
	十八 関係	業に従		
	十九 関係	者		
	二十 関係	六 学識		
	二十一 関係	経験を		
	二十二 関係	有する		
	二十三 関係	者		

青森	青森県男女共同参画推進	副会	の互	課
青森	条例（平成十三年七月青	会長	業者を	
青森	森県条例第五十号）第八	委員	代表す	
青森	条第三項の規定によりそ	委員	る者	
青森	の権限に属させられた事	二 青少	年の育	
青森	項、同条例第十一条に規	成に携	わる関	
青森	定する男女共同参画の推	係団体	を代表	
青森	進に関する施策及び男女	する者	三 学識	
青森	共同参画の推進に影響を	経験を	有する	
青森	及ぼすと認められる施策	者	学識経験	
青森	についての苦情並びにこ	十五人	以内。	
青森	これらの施策に対する意見	た だ	し、男	
青森	の処理に関する事項その	女のい	づれか	
青森	他男女共同参画の推進に	一方の	委員の	
青森	関する重要事項を調査審	数は、	委員の	
青森	議すること。	総数の	十分の	
青森		四未満	であつ	
青森		てはな	い。	
青森		ら な		

ン推進課」に改め、同表中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改め、同表青森県防災会議の項中「十三人」を「十六人」に改め、同表青森県国民保護協議会の項中「五十三人」を「五十七人」に改め、同表青森県石油コンビナート等防災本部の項中「十三人」を「十六人」に改め、同表青森県むつ小川原開発審議会の項を削る。

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和六年四月一日から施行する。
(経過措置)

2 改正前の青森県行政組織規則第五十一条に規定する青森県環境保健センター並びに改正前の青森県行政組織規則第五十九条に規定する十和田食肉衛生検査所及び田舎館食肉衛生検査所の令和五年度の予算に係る整理事務及び決算事務は、それぞれ青森県衛生研究所及び青森県食肉衛生検査所において所掌するものとする。
(青森県土地開発基金管理規則の一部改正)

3 青森県土地開発基金管理規則(昭和四十五年九月青森県規則第七十一号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項及び第四条中「総務部長」を「財務部長」に改める。

第五条第一項中「総務部長」を「財務部長」に改め、同条第二項中「総務部長」を「財務部長」に、「すみやかに」を「速やかに」に改め、同条第三項中「総務部長」を「財務部長」に改め、同条第四項及び第五項中「総務部長」を「財務部長」に、「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第七条第三項及び第四項中「総務部長」を「財務部長」に改める。

第八条第一項中「総務部長」を「財務部長」に改め、同条第二項中「総務部長」を「財務部長」に、「行なわなければ」を「行わなければ」に改める。

第九条第一項及び第二項中「総務部長」を「財務部長」に改め、同条第三項中「総務部長」を「財務部長」に、「行なう」を「行う」に改める。

第十条中「総務部長」を「財務部長」に改め、同条ただし書中「下まわる」を「下回る」に改める。

第十二条第一項中「総務部長」を「財務部長」に改め、同条第二項中「総務部長」を「財務部長」に、「すみやかに」を「速やかに」に改め、同条第三項中「総務部長」を「財務部長」に改め、同条第四項及び第五項中「総務部長」を「財務部

長」に、「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第十三条から第十五条までの規定中「総務部長」を「財務部長」に改める。

第十六条第一項中「行なった」を「行つた」に、「総務部長」を「財務部長」に改める。

第二号様式から第四号様式まで、第七号様式から第十三号様式まで及び第十五号様式中「総務部長」を「財務部長」に改める。

(青森県通信印刷管理費経理事務管理規則の一部改正)

4 青森県通信印刷管理費経理事務管理規則(昭和六十一年四月青森県規則第十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「課及び」を「知事公室及び課並びに」に、「総務部総務学事課(以下「総務学事課」を「総務部総務文書課(以下「総務文書課」に、「(総務学事課)を「(総務文書課」に、「総務部総務学事課長(以下「総務学事課長」を「総務部総務文書課長(以下「総務文書課長」に改め、同条第四号、第六号及び第七号中「総務学事課」を「総務文書課」に改める。

第三条の表中「総務学事課において」を「総務文書課において」に、「(総務学事課)を「(総務文書課」に、「総務学事課長」を「総務文書課長」に、「総務部財産管理課」を「財務部財産管理課」に、「総務学事課における印刷」を「総務文書課における印刷」に改める。

第四条の見出し中「総務学事課長」を「総務文書課長」に改め、同条第一項中「総務部財産管理課長」を「財務部財産管理課長」に、「総務学事課長」を「総務文書課長」に改め、同条第二項中「総務学事課長」を「総務文書課長」に改める。

第五条中「総務学事課長」を「総務文書課長」に改める。

別記様式中「~~総務学事課長~~」を「~~総務文書課長~~」に改める。

(青森県褒賞規則の一部改正)

5 青森県褒賞規則(昭和三十三年二月青森県規則第十五号)の一部を次のように改正する。

第十条第二項中、「観光国際戦略局長、エネルギー総合対策局長」を削り、「総務学事課長」を「総務文書課長」に改める。

(青森県車両保管庫使用規則の一部改正)

6 青森県車両保管庫使用規則(昭和五十九年九月青森県規則第四十九号)の一部を次のように改正する。

第一条中「総務部財産管理課」を「財務部財産管理課」に改める。

第二条第一項中「課及び」を「知事公室及び課並びに」に、「総務部財産管理課長」を「財務部財産管理課長」に改める。

(青森県空き缶等散乱防止条例施行規則の一部改正)

7 青森県空き缶等散乱防止条例施行規則(平成十年三月青森県規則第二十四号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「青森県環境生活部環境政策課」を「青森県環境エネルギー部環境政策課」に改める。

(青森県中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行細則の一部改正)

8 青森県中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行細則(平成二十年三月青森県規則第二十六号)の一部を次のように改正する。

第二十一号様式、第二十三号様式及び第二十四号様式中「~~青森県労働部労働政策課~~」を「~~青森県労働部労働政策課~~」に改める。

(医学及び医療技術者等研修規則の一部改正)

9 医学及び医療技術者等研修規則(昭和三十六年一月青森県規則第一号)の一部を次のように改正する。

第一条中「青森県環境保健センター」を「青森県衛生研究所」に改める。

(青森県と畜場法施行細則の一部改正)

10 青森県と畜場法施行細則(昭和二十八年十二月青森県規則第二百二十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「所轄食肉衛生検査所長」を「青森県食肉衛生検査所長」に改める。

(青森県食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則の一部改正)

11 青森県食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則(平成四年二月青森県規則第六号)の一部を次のように改正する。

第三条中「食鳥処理場の所在地を管轄する食肉衛生検査所長」を「青森県食肉衛生検査所長」に改める。

(青森県身体障害者福祉法施行細則の一部改正)

12 青森県身体障害者福祉法施行細則(昭和六十二年三月青森県規則第二十六号)の一部を次のように改正する。

第八条第二項中「障害者相談センター所長」を「障がい者相談センター所長」に

改める。

(青森県工場設置奨励審議会規則の一部改正)

13 青森県工場設置奨励審議会規則(昭和二十七年十月青森県規則第九十九号)の一部を次のように改正する。

第八条中「商工労働部」を「経済産業部」に改める。

訓 令

青森県訓令甲第二号

庁 中 一 般
各 出 先 機 関
労働委員会事務局

青森県行政組織規則の一部改正に伴う関係規程の整備に関する訓令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

青森県行政組織規則の一部改正に伴う関係規程の整備に関する訓令

(青森県庁議運営規程の一部改正)

第一条 青森県庁議運営規程(昭和三十七年四月青森県訓令甲第十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「、観光国際戦略局長、エネルギー総合対策局長」を削り、同条第四項の表観光国際戦略局長の項及びエネルギー総合対策局長の項を削る。

第三条中「秘書課長」を「知事公室長」に改める。

第九条中「、観光国際戦略局長、エネルギー総合対策局長」を削り、「秘書課」を「知事公室」に改める。

第十条中「秘書課」を「知事公室」に改める。

第十一条「秘書課長」を「知事公室長」に改める。

(部局内部監査規程の一部改正)

県土整備部都市計画課	水道の検査用	作業服 ゴム長靴
------------	--------	-------------

別表第二観光国際戦略局観光企画課の項を削り、同表地域県民局の環境管理部、環境保健センターの項中、「環境保健センター」を削る。

(青森県行政情報システムの管理及び運営に関する規程の一部改正)

第八条 青森県行政情報システムの管理及び運営に関する規程(平成十年三月青森県訓令甲第十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第三号、第三条第二項及び第六条中「本庁の」の下に「知事公室若しくは」を加える。

(官報報告事務取扱規程の一部改正)

第九条 官報報告事務取扱規程(昭和二十三年三月青森県訓令甲第二十四号)の一部を次のように改正する。

第二条中「総務学事課長」を「総務文書課長」に改める。

第三条中「求める関係課」の下に「(知事公室を含む。以下同じ。)」を加える。

第四条及び第五条中「総務学事課」を「総務文書課」に改める。

(青森県例規全集集録手続規程の一部改正)

第十条 青森県例規全集集録手続規程(昭和三十六年二月青森県訓令甲第五号)の一部を次のように改正する。

第二条第六号及び第三条から第七条までの規定中「総務学事課長」を「総務文書課長」に改める。

第一号様式中「総務学事課長」を「総務文書課長」に改める。

第五号様式中「青森県総務部総務学事課長」を「青森県総務部総務文書課長」に改める。

第六号様式中「総務学事課長」を「総務文書課長」に改める。

第七号様式中「青森県総務部総務学事課長」を「青森県総務部総務文書課長」に改める。

第八号様式中「総務学事課長」を「総務文書課長」に改める。

第九号様式中「青森県総務部総務学事課長」を「青森県総務部総務文書課長」に改める。

(法令審議会規程の一部改正)

第十一条 法令審議会規程(昭和三十三年五月青森県訓令甲第三十四号)の一部を次のように改正する。

第二条中「総務学事課長」を「総務文書課長」に改める。

「総務学事課長」 「総務文書課長」

第三条第四項中 財政課長 を 人事課長 に改める。

人事課長 「 財政課長 」

第四条第三項及び第四項中「総務学事課」を「総務文書課」に改め、同条第五項中「総務学事課長」を「総務文書課長」に改める。

(青森県印刷事務管理規程の一部改正)

第十二条 青森県印刷事務管理規程(昭和五十九年四月青森県訓令甲第八号)の一部を次のように改正する。

第一条中「総務学事課」を「総務文書課」に改める。

第二条の見出し中「総務学事課」を「総務文書課」に改め、同条中「総務学事課」を「総務文書課」に、「課及び」を「知事公室及び課並びに」に改める。

第三条中「総務学事課長」を「総務文書課長」に改める。

第五条第一項中「総務学事課」を「総務文書課」に改める。

別記様式中「~~総務学事課長~~」を「~~総務学事課長~~」に改める。

第十三条 住民基本台帳ネットワークシステムの管理及び運営に関する規程の一部改正(四年八月青森県訓令甲第四十号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項第一号中「総務部長」を「財務部長」に改め、同項第二号中「総務部市町村課長」を「財務部市町村課長」に改める。

第六条第一項中「本庁の」の下に「知事公室若しくは」を加える。

(青森県雪対策連絡会議設置規程の一部改正)

第十四条 青森県雪対策連絡会議設置規程(昭和五十三年十月青森県訓令甲第二十七号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「企画政策部長」を「交通・地域社会部長」に改める。

第四条第二項中「企画政策部次長」を「交通・地域社会部次長」に改める。

第八条中「企画政策部地域活力振興課」を「交通・地域社会部地域交通・連携課」に改める。

別表第一中「地域活力振興課担当の企画政策部次長」を「地域交通・連携課担当の交通・地域社会部次長」に改め、「企画調整課長、交通政策課長」を削り、「地域活力振興課長」を「総合政策課長」に、「県民生活文化課長」を「地域交通・連携課長、鉄道対策課長、地域生活文化課長」に、「健康福祉政策課長」を「エネルギー開発振興課長、健康医療福祉政策課長」に、「障害福祉課長、商工政策課長、新産業創造課長」を「障がい福祉課長、経済産業政策課長、産業イノベーション推進課長、観光政策課長、誘客交流課長」に改め、「観光企画課長、エネルギー開発振興課長」を削る。

(青森県広報・広聴事務に関する規程の一部改正)

第十五条 青森県広報・広聴事務に関する規程(平成元年三月青森県訓令甲第十二号)の一部を次のように改正する。

第四条中「企画政策部」を「総務部」に改める。

第五条第一項中「各課」を「各課等」に、「及び第二項」を「に規定する知事公室並びに同項及び同条第二項」に改め、同条第三項中「各課」を「各課等」に改める。

第六条中「企画政策部長」を「総務部長」に改める。

第七条第一項及び第二項中「企画政策部長」を「総務部長」に改め、同条第三項中「企画政策部長」を「総務部長」に、「企画政策部の」を「総務部の」に改め、

同条第四項中「企画政策部長」を「総務部長」に改める。

第九条(見出しを含む。)及び第十条中「企画政策部長」を「総務部長」に改める。

(青森県物価対策連絡会議規程の一部改正)

第十六条 青森県物価対策連絡会議規程(昭和四十一年三月青森県訓令甲第四号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「環境生活部の」を「交通・地域社会部の」に、「環境生活部長」を「交通・地域社会部長」に改め、同条第三項中「企画調整課長」を「総合政策課長」に、「県民生活文化課長、健康福祉政策課長」を「地域生活文化課長、健康医療福祉政策課長」に、「商工政策課長」を「経済産業政策課長」に、「総合販売戦略課長」を「食ブランド・流通推進課長」に改める。

第八条第三項中「県民生活文化課長」を「地域生活文化課長」に改める。

第九条中「県民生活文化課」を「地域生活文化課」に改める。

(青森県消費者行政連絡会議規程の一部改正)

第十七条 青森県消費者行政連絡会議規程(昭和五十三年九月青森県訓令甲第二十四号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「環境生活部長」を「交通・地域社会部長」に改め、同条第三項中「県民生活文化課担当の環境生活部次長」を「地域生活文化課担当の交通・地域社会部次長」に改める。

第七条第四項中「県民生活文化課長」を「地域生活文化課長」に改める。

第八条中「県民生活文化課」を「地域生活文化課」に改める。

別表中「県民生活文化課長」を「地域生活文化課長」に、「健康福祉政策課長」を「健康医療福祉政策課長」に、「商工政策課長」を「経済産業政策課長、観光政策課長」に、「総合販売戦略課長、食の安全・安心推進課長」を「食ブランド・流通推進課長」に改め、「観光企画課長」を削る。

(青森県青少年行政連絡会議規程の一部改正)

第十八条 青森県青少年行政連絡会議規程(昭和五十六年二月青森県訓令甲第一号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「環境生活部長」を「子ども家庭部長」に改める。

第八条中「環境生活部青少年・男女共同参画課」を「子ども家庭部県民活躍推進課」に改める。

別表第一中「環境生活部次長(青少年・男女共同参画課担当の次長)、総務学事課長」を「子ども家庭部次長(県民活躍推進課担当の次長)」に、「県民生活文化課長、青少年・男女共同参画課長」を「子どもみらい課長、若者定着還流促進課長、県民活躍推進課長、地域生活文化課長」に、「健康福祉政策課長」を「健康医療福祉政策課長」に、「子どもみらい課長、障害福祉課長、商工政策課長、地域産業課長、労政・能力開発課長」を「障がい福祉課長、経済産業政策課長、企業立地・創出課長、産業イノベーション推進課長、観光政策課長、誘客交流課長」に改め、「観光企画課長、誘客交流課長」を削る。

(青森県企業誘致対策連絡会議設置規程の一部改正)

第十九条 青森県企業誘致対策連絡会議設置規程(昭和三十七年一月青森県訓令甲第二号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「商工労働部」を「経済産業部」に改める。

第八条中「商工労働部産業立地推進課」を「経済産業部企業立地・創出課」に改める。

別表一中「企画政策部長、環境生活部長、健康福祉部長、商工労働部長」を「財

務部長、総合政策部長、こども家庭部長、交通・地域社会部長、環境エネルギー部長、健康医療福祉部長、経済産業部長、観光交流推進部長」に改め、「観光国際戦略局長、エネルギー総合対策局長」を削り、「総務部次長」の下に「、あらかじめ議長が指名する財務部次長、あらかじめ議長が指名する総合政策部次長、あらかじめ議長が指名することも家庭部次長、あらかじめ議長が指名する交通・地域社会部次長」を加え、「企画政策部次長」を「環境エネルギー部次長」に、「環境生活部次長」を「健康医療福祉部次長」に、「健康福祉部次長」を「経済産業部次長」に、「商工労働部次長」を「観光交流推進部次長」に改め、「観光国際戦略局長、エネルギー総合対策局長」を削る。

別表二中「財政課長、企画調整課長、交通政策課長、地域活力振興課長」を「人事課長、財政課長、総合政策課長、若者定着還流促進課長、地域交通・連携課長」に改め、「自然保護課長」の下に「、エネルギー開発振興課長、原子力立地対策課長」を加え、「商工政策課長、産業立地推進課長、労政・能力開発課長」を「経済産業政策課長、企業立地・創出課長、観光政策課長、誘客交流課長」に改め、「観光企画課長、エネルギー開発振興課長、原子力立地対策課長」を削る。

(青森県農村地域産業導入促進対策連絡会議設置規程の一部改正)
 第二十条 青森県農村地域産業導入促進対策連絡会議設置規程(昭和四十六年十二月青森県訓令甲第二十九号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「商工労働部長」を「経済産業部長」に、「商工労働部次長」を「経済産業部次長」に、「企画調整課長、地域活力振興課長」を「総合政策課長、若者定着還流促進課長、地域交通・連携課長」に、「商工政策課長、地域産業課長、産業立地推進課長、労政・能力開発課長」を「経済産業政策課長、地域企業支援課長、企業立地・創出課長」に改める。

第八条中「商工労働部産業立地推進課」を「経済産業部企業立地・創出課」に改める。

(青森県建設工事及び建設関連業務の指名業者等選定規程の一部改正)
 第二十一条 青森県建設工事及び建設関連業務の指名業者等選定規程(平成二年三月青森県訓令甲第十一号)の一部を次のように改正する。

第八条第三項中「企画政策部長、環境生活部長、健康福祉部長、商工労働部長」を「財務部長、総合政策部長、こども家庭部長、交通・地域社会部長、環境エネルギー部長、健康医療福祉部長、経済産業部長、観光交流推進部長」に改め、「観光国際戦略局長、エネルギー総合対策局長」を削る。

(青森県土地利用対策会議規程の一部改正)
 第二十二條 青森県土地利用対策会議規程(昭和四十八年五月青森県訓令甲第二十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一中「企画政策部長、環境生活部長、健康福祉部長、商工労働部長」を「財務部長、総合政策部長、こども家庭部長、交通・地域社会部長、環境エネルギー部長、健康医療福祉部長、経済産業部長、観光交流推進部長」に改め、「観光国際戦略局長、エネルギー総合対策局長」を削る。

別表第二中
 「市町村課長

(企画政策部)

企画調整課長、地域活力振興課長

(環境生活部)

県民生活文化課長、環境保全課長、自然保護課長

(健康福祉部)

健康福祉政策課長、保健衛生課長

(商工労働部)

商工政策課長、産業立地推進課長

人事課長

(財務部)

市町村課長

(総合政策部)

総合政策課長

(交通・地域社会部)

交通・地域連携課長、地域生活文化課長

(環境エネルギー部)

環境保全課長、自然保護課長、エネルギー開発振興課長、原子力立地対策課長

(健康医療福祉部)

健康医療福祉政策課長、保健衛生課長

(経済産業部)

経済産業政策課長、企業立地・創出課長

(観光交流推進部)

観光政策課長

に、

「(危機管理局)

防災危機管理課長

(観光国際戦略局)

観光企画課長

(エネルギー総合対策局)

エネルギー開発振興課長、原子力立地対策課長」

「(危機管理局)

防災危機管理課長

に改める。

(青森県八戸港漁業補償対策会議規程の一部改正)
第二十三条 青森県八戸港漁業補償対策会議規程(昭和四十九年十一月青森県訓令甲第三十七号)の一部を次のように改正する。

第三条第四項第一号中「総務部長、商工労働部長」を「財務部長、経済産業部長」に改め、同項第二号中「総務部次長、産業立地推進課」を「財務部次長、企業立地・創出課」に、「商工労働部次長」を「経済産業部次長」に改める。

第六条第二項中「産業立地推進課長」を「企業立地・創出課長」に改める。

附則

この訓令は、令和六年四月一日から施行する。

告 示

青森県告示第百八十五号

青森県行政組織規則の一部改正に伴う関係規程の整理に関する規程を次のように定める。

令和六年三月二十九日

青森県知事 宮 下 宗一郎

青森県行政組織規則の一部改正に伴う関係規程の整理に関する規程

(青森県報発行規程の一部改正)

第一条 青森県報発行規程(昭和五十一年三月青森県告示第百九号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項及び第三条中「総務学事課長」を「総務文書課長」に改める。

第四条第一項中「総務学事課長」を「総務文書課長」に改め、同項第一号中「課長」の下に「知事公室長及び」を加え、同条第四項中「総務学事課長」を「総務文書課長」に、「総務学事課長」を「総務文書課長」に改め、同条第四号中「総務学事課長」を「総務文書課長」に改め、同条第六項から第九項までの規定中「総務学事課長」を「総務文書課長」に改める。

第五条から第八条までの規定中「総務学事課長」を「総務文書課長」に改める。

第九条中「は、総務学事課長」を「は、総務文書課長」に改め、同条第一号中「課」の下に「知事公室及び」を加え、「総務学事課長」を「総務文書課長」に改め、同条第三号、第七号及び第十四号中「総務学事課長」を「総務文書課長」に改める。

(青森県人口移動統計調査規程の一部改正)

第二条 青森県人口移動統計調査規程(平成十二年三月青森県告示第百六十六号)の一部を次のように改正する。

別記様式中「青森県人口移動統計調査課」を「青森県総合政策課統計分課」に改める。

附則

この規程は、令和六年四月一日から施行する。

(発行者・発行人)
青森市長 島一丁目一番一号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二問屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十八円九十銭